

④ 財務省

法人名	独立行政法人酒類総合研究所(平成13年4月1日設立)<非特定>(理事長:木崎 康造)
目的	酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする。
主要業務	1 酒類の高度な分析及び鑑定(これらに伴う手法の開発を含む。)を行うこと。 2 酒類の品質に関する評価を行うこと。 3 酒類及び酒類業に関する研究及び調査を行うこと。 4 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。 5 酒類及び酒類業に関する講習を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:三島 良直)
分科会名	酒類総合研究所分科会(分科会長:阿部 啓子)
ホームページ	法人:http://www.nrib.go.jp/ 評価結果:http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日~平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期 目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 短期借入金については、なし又は計画額以内の借入の場合に「○」と評価。 3. 重要財産の処分については、未実施の場合に「○」と評価。 4. 剰余金の使途については、実績なし又は中期計画に沿った使用の場合に「○」と評価。 5. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入。 6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務運営	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2)職場環境の整備、職員の資質の向上	A	A	A	A	A	A	
(3)施設・機器等の効率的使用、業務・システムの最適化及び資産・運営の見直し	A	B	A	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)酒類の高度な分析及び鑑定	A	A	A	A	A	A ⁺	
(2)酒類の品質評価	A	B	A	A	A	A	
(3)酒類及び酒類業に関する研究及び調査	A ⁺ ×2 A×10 B×2	A ⁺ ×1 A×9 B×1	A ⁺ ×2 A×8 B×1	A ⁺ ×3 A×10 B×1	A ⁺ ×3 A×7 B×2	A ⁺ ×1 A×8 B×3	
(4)研究・調査の成果の公表及び活性化	A×3	A×3	A×3	A×3	A ⁺ ×1 A×1 B×1	A×2 B×1	
(5)成果の普及	A×2	A×2	A×2	A×2	A ⁺ ×1 A×1	A×1 B×1	
(6)酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供	A	A	A	A	A	A	
(7)酒類及び酒類業に関する講習等	A×2	A×2	A×2	A×2	A×3	A×2 B×1	
(8)その他の附帯業務	A	A	A	A	A	A	
(9)業務内容の評価					A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金	○	○	○	○	○	○	
5. 重要な財産の処分(譲渡等)	○	○	○	○	○	○	
6. 剰余金の使途	○	○	○	○	○	○	
7. その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)積立金の処分に関する計画					A	A	
(3)情報の公開と保護	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.9.11)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成24年度は、第3期中期計画の2年目にあたり、昨年度の実績や評価結果、酒類業界との適切な役割分担を踏まえ、中期目標及び中期計画に従って多様な業務を着実に実施している。中でも、本年度に特筆すべき実績として、東日本大震災関連事務である酒類等の放射能分析及び酒類製造におけるセシウムの挙動に関する研究を他の業務よりも優先的に実施し、その結果を公表したことが、EU等における日本産酒類の輸入規制の解除に大きく貢献したことが挙げられる。これは、当研究所の実績を国内外に対して広く発信したという点で高く評価できるものである。
- 分析・鑑定業務については、昨年度に比べて極めて多数の国税庁からの依頼分析等が適切、迅速に実施されており、特に炭素安定同位体比分析による酒類原材料の判別や、放射性物質の分析による酒類等の安全性の確認などの分析においては、極めて多数の試料を処理したという実績は極めて高く評価できる。また、輸出用酒類に関する受託分析を迅速化し、処理期間を昨年よりも短縮したことは高く評価できる。

- 研究・調査業務については、重点化して実施する研究である「酒類の品目判定等」や「酒類の安全性確保」に關係した、基礎的・基盤的研究を中心として、共同研究による応用研究など多様な研究・調査活動が展開されており、職員が減少する中でも充分な研究蓄積と論文発表、特許出願等価値ある成果が公表されたことは高く評価できる。その中でも特に、酵素生産技術の開発と応用に資する研究に関して、*Cryptococcus*由来の生分解性プラスチック分解酵素(CLE)の熱安定性の向上や、CLE大量生産技術の開発の可能性を示唆したことは、応用的にも、学術的にも極めて価値ある成果と認められる。
- 分析・鑑定、研究・調査以外の業務については、昨年度同様、鑑評会、講演会、セミナー等の開催など、多様な業務が適切・良好に実施されており、各種刊行物の発行やホームページの充実により、消費者や酒類製造業者等へのサービス業務も良好であったと判断する。
- 予算、収支計画等については、中期計画に従って業務運営の効率化を図った結果、一般管理費及び業務経費で目標を大きく超える削減を達成することができ、監事による監査結果等も踏まると健全な運営がなされていると判断する。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等										
業務運営	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 理事長裁量枠予算(5,359万円) 「独立行政法人酒類総合研究所リスク管理方針」を決定し、リスク管理委員会の分析結果に基づき、内部監査を実施 ガンマ線核種分析装置による分析体制を維持するとともに、酒類等の安全性確保に資するための分析を実施。また、酒類製造における放射性物質の挙動に関する研究を実施することとし、業務内容等を調整 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な人材・人員の配置に努めるとともに、理事長のトップマネジメントの下、酒類の放射性物質の分析や酒類製造における放射性物質の挙動の研究を優先的に実施するなど効率的・効果的な業務運営を行った。 内部統制に関しては、存在するリスクを把握するため研究職員全員に対してアンケート調査を実施し、その結果を基にリスク管理運営委員会で検討した優先順位に基づき、研究予算の不正使用に対する対応を第一に行ったこと、また、外部からも通報できる通報窓口を設けていることは評価できる。 										
酒類の高度な分析及び鑑定	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 国税庁からの依頼分析実績。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カルバミン酸エチル</td> <td>117点</td> </tr> <tr> <td>炭素安定同位体比</td> <td>1,064点</td> </tr> <tr> <td>酒類の品目判定等のための分析</td> <td>28点</td> </tr> <tr> <td>酒類等に含まれる放射性物質</td> <td>5,369点</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 民間等からの受託分析:18件 浮ひょうの校正:484点 	内容	点数	カルバミン酸エチル	117点	炭素安定同位体比	1,064点	酒類の品目判定等のための分析	28点	酒類等に含まれる放射性物質	5,369点	<ul style="list-style-type: none"> 分析機器を整備し、国税庁からの依頼分析、民間からの受託分析、浮ひょうの校正等を適切、迅速に実施した。特に、炭素安定同位体比分析(1,064点)や酒類等の放射性物質の分析(5,369点)などの国税庁からの極めて多数の依頼分析を、適切・迅速に処理した実績は高く評価できる。また、輸出用酒類に関する受託分析を迅速化し、平均10日余りまで短縮した点も高く評価できる。
内容	点数												
カルバミン酸エチル	117点												
炭素安定同位体比	1,064点												
酒類の品目判定等のための分析	28点												
酒類等に含まれる放射性物質	5,369点												
酒類の品質評価	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度は、全国新酒鑑評会のうち公開引き酒会は日本酒造組合中央会が費用を負担して開催し、本格焼酎鑑評会では、人材派遣関係費用及び消耗品費等の一部を日本酒造組合中央会が負担した。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 全国新酒鑑評会、本格焼酎鑑評会は、業界団体との共催による収支相償の考え方の下で実施され、昨年度と概ね同様の出品数があった。本年度より新たに英文賞状の授与を行うことで、海外における日本酒・酒類文化の普及に貢献しており、実施内容・実績も良好と認める。鑑評会においては、分析評価結果を出品者にフィードバックすることにより、酒類の品質や製造技術の維持向上等にも貢献がなされている。 										
酒類及び酒類業に関する研究及び調査	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 酒類の品目判定等・酒類の安全性の確保:7課題(酒類中の有害物質の実態把握及びその低減法の開発等) その他行政ニーズのある研究:2課題(酒類の長期品質保持に資する研究等) 第二期から引き続き行う研究:2課題(飲酒による負の影響の軽減に資する研究等) 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの分野において年度計画に沿った良好な進捗が見られる。特に、麦芽使用比率分析の精度向上を目指した酒類の品目判定に関する研究の進捗状況は良好である。また、酵素生産技術の開発と応用に資する研究に関して、<i>Cryptococcus</i>由来の生分解性プラスチック分解酵素(CLE)の熱安定性の向上や、CLE大量生産技術の開発の可能性を示唆したことは、応用的にも、学術的にも極めて価値ある成果であり、高く評価できる。 										
成果の普及	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 清酒製造における非放射性セシウムの挙動解析結果を論文として公表 清酒官能評価セミナーの実施:3回 講演会及び講習会への講師派遣:29件 遺伝子資源の提供:49件、346遺伝子資源 酒類総合研究所報告発行:700部 広報誌「NRIB(エヌリブ)」発行:27,000部 	<ul style="list-style-type: none"> 研究論文、特許、保存菌株リストは適切にデータベース化され、ホームページに公開されており、また麹菌総合ゲノムデータベースの公開及び保存遺伝子資源の提供状況等についても、その意義と価値を認める。特に、本年度は、酒類製造におけるセシウムの挙動に関する研究等の一連の成果が、EUにおける日本産酒類の輸入規制の全解除に大きく貢献した実績は高く評価できる。 										
酒類及び酒類業に関する講習等	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> 酒類製造者を対象とした講習の実施。 <ul style="list-style-type: none"> 清酒製造技術講習:2回、32人 酒類醸造講習:2回、29人 酒類流通業者を対象とした講習の実施。 <ul style="list-style-type: none"> 酒セミナー:14回、446人(会場費を共催相手に半額負担を依頼) 	<ul style="list-style-type: none"> 清酒製造技術講習(2回)及び酒類醸造講習(清酒上級コース、本格焼酎コース)は、日本酒造組合中央会と共に実施し、収支相償の理念に基づき東京事務所と広島事務所で実施した。受講者数、内容等から開催の目的と目標は達成されたと判断とともに、受講者の満足度も高かった。 										

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人造幣局(平成15年4月1日設立)<特定> (理事長:新原 芳明)
目的	貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。またこのほか、勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造等並びに貴金属の品位の証明等であって、公共上の見地から必要とされるものを行うことを目的とする。
主要業務	1 貨幣の製造、販売及び鋳つぶしを行うこと。2 貨幣回収準備資金に関する法律(平成14年法律第42号)第2条の規定により設置された貨幣回収準備資金に属する地金の保管を行うこと。3 貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。4 勲章、褒章、賜杯、記章及び極印の製造を行うこと。5 公共上の見地から必要な金属工芸品の製造及び販売を行うこと。6 貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。7 1から6の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。8 1から7に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:三島 良直)
分科会名	造幣局分科会(分科会長:三島 良直)
ホームページ	法人:http://www.mint.go.jp/ 評価結果:http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期中期 目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	B	A	A	A	A	A	
(1) 事務・事業の見直し	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2) 組織の見直し	A	A	A	A	A	A	
(3) 保有資産の見直し	B	A	A	A	A	A	
(4) 内部管理体制の強化	B	A	A	A	A	A	
(5) その他	A	A	A	A	A	A	
(6) 組織の再編等							
(7) 業務処理・製造工程の効率化							
(8) 人材の有効な活用							
(9) 経費の削減							
2. 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1) 通貨行政への参画	A	A	A	A	A	A	
(2) 貨幣の製造等	A×3	A×3	A×3	A×3	A ⁺ ×1 A×2	A×3	
(3) 勲章等の製造等	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(4) 貨幣の製造等							
(5) 勲章等の製造等							
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の譲渡等	—	○	○	○	○	○	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	B	A	A	A	A	
(2) 施設、設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3) 職場環境の整備に関する計画	A	A	A	A	B	A	
(4) 環境保全に関する計画	A	B	B	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.9.11)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 当年度は、経費縮減に向けた取組みをはじめとする事務及び事業の見直し、組織の見直し、保有資産の見直し等が課題とされたところであったが、これらの課題に対し取り組んだ結果、全体としては成果が出ていることから、年度計画は達成されたものと言える。
- 固定的な経費の削減については、退職不補充等による労務費の削減等により、前中期目標期間中の平均額(174.1億円)に対して22.8%削減(134.4億円)と中期計画における目標である8%以上削減を上回って達成し、既に中期計画の目標を達成している総人件費・総人員数について、更なる削減を進めている。組織の見直しについては、東京支局の移転について、東池袋まちづくり協議会に引き続き参画するとともに、豊島区から「東京支局敷地の移転を含めた幅広い選択肢も視野に入れた有効活用の検討」について要望があつたことを踏まえ検討を進めたところ、移転候補地としてさいたま市大宮区北袋町を選定し、平成25年3月に売買契約を締結した。また、保有資産の見直しについては、既に廃止した職員宿舎などの処分を完了させるとともに、国庫納付に向けた調整を進めた。契約については、「随意契約等見直し計画」に基づき一般競争入札等を原則とした取組みを実施し、その取組状況のフォローアップを行うとともにホームページに公表している。
- 主たる業務である貨幣及び勲章の製造においては、発注者との契約どおりに、数量面、品質面ともに確実な製造と納入が行われた。ま

た、広島支局の保全作業に従事する職員が「科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞」を受賞したことや、さらに貨幣及び勲章等の製造に従事する職員が「なにわの名工」や「なにわの名工若葉賞」に選出されたこと等については注目される。さらに、戦後初の外国の一般流通貨幣製造の受注となったバングラデシュの2タカ貨幣製造供給については、2国間の友好促進への寄与のほか、将来の改鑄に備えた新たな素材での貨幣製造に関するフィールドテストとして有意義であった。これに加えて、貨幣セットの販売も販売数が増加しているほか、品位証明事業についても、公共的役割を果たしつつ採算面に配慮するという課題を引き続き達成することができた。今後も貴金属の品位証明に対する社会的要請について、国民各層の理解の確立・促進に向けて努力していくことが期待される。

- ・偽造防止等の研究開発については、「新しい偽造防止技術の研究開発」、「新製品開発に寄与する研究開発」及び「各事業分野に共通する合理化・効率化に寄与する研究開発」の3つの方針に基づき19のテーマについて研究を実施した。テーマの進捗管理については、研究管理会議を開催し、事前、中間、事後の評価を行った。また、「研究開発管理規程」を整備し、予算面を含めた検証・評価を行う研究開発評価会議を加えた研究管理体制とした。
- ・業務の質の向上や業務運営の効率化に対応するための適正な投資を行うことを基本としつつ、それぞれの案件ごとに中期計画との整合性、目的、必要性及び緊急性を精査・検証のうえ、平成24年度の設備投資計画を策定した。また、1件1億円以上の投資案件については、理事会において、投資の必要性及び金額等について個別に事前審議のうえ実施した。

(2)項目別評価

評価項目 (1との 関連)		独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
その他の業務全般に に関する見直し	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び事業費の効率的使用に取組んだ結果、平成24年度の本支局全体の固定的な経費は134.4億円で、前中期目標期間中の平均額174.1億円に比して22.8%減の大額な削減となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 固定的な経費の削減については、退職不補充等による労務費の削減等により、前中期目標期間中の平均額(174.1億円)に対して22.8%削減(134.4億円)と中期計画における目標である8%以上削減を上回って達成した。
通貨行政への参画	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 19件のテーマについて研究を実施。テーマの進捗管理については、3回の研究管理会議を開催し(6月、11月、1月)、各部局及び外部有識者の意見等を踏まえながら、事前、中間、事後の評価を行った。 従来からの研究管理体制に予算面を含めた検証・評価を行う研究開発評価会議を加えた研究管理体制とすることとし、平成25年2月14日に「研究開発管理規程」を制定し、同2月20日に「研究開発評価会議」を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の会議、学会等での発表・参画件数については、目標である中期計画の期間中50件以上に対し、平成24年度末において58件となり目標を達成した。 平成24年度に実用化、製品化されたものには、電子ビームによる細密加工技術を用いた「第67回国際通貨基金・世界銀行グループ年次総会記念貨幣」などがある。
貨幣の製造等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 貨幣製造実績:9億1,342万6千枚 市中から回収された500円貨について、1億7,000万枚の選別作業を行い、再使用することが適当な貨幣3,000万枚を納品した。 外国貨幣の受注・製造への取組 ➢スリランカの記念銀貨幣の受注・製造 ➢バングラデシュの2タカ貨幣の受注 ➢バングラデシュの記念銀貨幣の受注 	<ul style="list-style-type: none"> 貨幣の製造量の変更にも柔軟に対応した生産管理の下で、高品質で純正画一な貨幣を、財務大臣の定める製造計画に従って、9億1,342万6千枚の貨幣を製造するとともに、納品貨幣の返却件数ゼロを維持し、年度計画を確実に達成した。 優秀な技能を認められた貨幣部門の職員3名が「なにわの名工」として表彰された。
貨幣の製造等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査(顧客満足度):4.3(目標:5段階評価4.0以上) 貨幣セット販売実績:2,315,181セット(22年度:1,987,654セット) 新製品開発に努めた結果、2件の新製品を開発した。 	<ul style="list-style-type: none"> 貨幣セットの購入者や造幣局主催のイベントなどへの来客者に対してアンケートによる満足度調査を実施し、5段階調査で目標の4.0以上を上回る4.3となり年度計画を達成した。 スリランカ中央銀行との共同製品の企画・販売を行った。
勲章等の製造等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 勲章等製造請負契約に基づく27,908個を確実に製造・納品。 金属工芸品受注・販売実績:42,011個 	<ul style="list-style-type: none"> 勲章は精巧な技術と細心の注意を払って熟練した職員の手により確実に製造することとし、内閣府との間で締結した契約に基づき27,908個を確実に製造・納品している。
勲章等の製造等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 貴金属の品位証明受託実績:212,310個 平成24年4月、国際規格に準拠した品位判定基準及び品位区分表示へ移行し、品位証明記号の見直しを行った。 新制度への移行の周知のため、イベント会場等において周知活動 	<ul style="list-style-type: none"> 貴金属の品位証明については、アクションプログラムに基づいて、返却期間の短縮による顧客へのサービス向上策、手数料の引上げ及び大口割引制度を引き続き実施した。また、国際規格に準拠した新制度への移行について引き続き周知活動を行った。
予算、収支計画、資金 計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 当期総利益:2,065百万円 経常収支比率:107.4%(目標100%以上) 棚卸資産回転率:3.39回(目標:平成19年度実績2.32回)を上回る。) 	<ul style="list-style-type: none"> 大幅な経費削減を行った結果、経常収支比率は年度計画の目標(100%)を上回り、107.4%となつた。棚卸資産回転率については、年度計画の目標値2.32回を上回る3.39回となり、年度計画を達成した。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- ・該当なし

法人名	独立行政法人国立印刷局(平成15年4月1日設立)<特定> (理事長: -)
目的	銀行券の製造を行うとともに、銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。またこのほか、官報の編集、印刷及び普及を行い、並びに法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊行及び普及を行うこと等により公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、国債証券、印紙、郵便切手その他の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うこと等によりその確実な提供を図ることを目的とする。
主要業務	1 銀行券の製造を行うこと。2 銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。3 官報の編集、印刷及び普及を行うこと。4 法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及を行うこと。5 国債証券、印紙、郵便切手、旅券その他の公共上の見地から必要な印刷物の製造又は印刷を行うこと。6 1から5の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。7 1から6に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:三島 良直)
分科会名	国立印刷局分科会(分科会長:田辺 国昭)
ホームページ	法人: http://www.npb.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期中期 目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	B	B	A	A	A	A	
(1) 事務及び事業の見直し	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	A×1 B×1	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。
(2) 組織の見直し	A	B	A	A	A	A	2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。
(3) 保有資産の見直し	B	A	A	A	A	A	
(4) 内部管理体制の強化	A	A	A	A	A	A	
(5) 事業運営の効率化目標、その他	B	B	B	B	A	B	
(6) 効率的かつ効果的な業務運営の確立							
(7) 内部管理体制の強化							
(8) 業務運営の効率化に関する指標							
2. 業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1) 通貨行政への参画	A	A	A	A	A	A	
(2) 銀行券の製造等	A	A	A	B	A	A	
(3) 旅券、印紙等の製造等	A	A	A	A	A	A	
(4) 官報、法令全書等の提供等	A	A	A	A	A	A	
(5) 銀行券の製造等							
(6) 官報、法令全書等の提供							
3. 予算、収支計画、資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の譲渡等	—	○	○	○	○	○	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2) 施設、設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3) 職場環境の整備に関する計画	A	B	A	A	A	B	
(4) 環境保全に関する計画	B	A	A	A	A	A	
(5) 印刷局病院							

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.9.11)(主なもの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 主たる業務である銀行券の製造においては、量的にも質的にも確実な製造と納入が遂行され、業務運営の効率化も計画どおりに進められるなど、全体的に中期計画に沿って概ね順調な業務展開となっている。
- 業務運営の効率化においては、民間において対応可能と認められる製品からは撤退しており、また偽造面などの守秘性に問題を感じさせない範囲で引き続き外部への業務委託を行なうなど、中期計画どおり実施した。固定的な経費の削減については、退職不補充等による労務費の削減等により、前中期目標期間中の平均額(621億円)に対して本中期目標期間中の平均額が12.3%削減と中期計画における目標である8.0%削減を上回って達成し、人員削減についても総人員数は基準年度(平成17年度末)に対して平成24年度末で16.3%の削減(目標:平成18年度から5年間で10%以上削減)となっているほか、さらに間接部門の人員数においても総人員数の削減率(12.6%)を上回っており(14.5%)、中期計画の目標を達成した。
- 虎の門工場の印刷機能については、平成26年4月を目指して滝野川工場へ移転することと移転受入れに係る施設の建築工事を実施するとともに、政府刊行物サービスセンターについては、25年3月をもって全国10箇所全ての閉店が完了するなど、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえた組織・保有資産の見直しを着実に実施している。
- リスク管理、コンプライアンス推進について、これまでの個別の事務局を統合し、「リスク・コンプライアンス事務局」を4月に経営企画部に設置するとともに、「平成24年度リスク管理・コンプライアンス推進実施計画」を確実に実施し、コンプライアンス意識の浸透、徹底を図った。国立印刷局の使命や中期目標の達成を阻害する要因(リスク)とこれに対する措置を、理事長を中心に重要課題としてとりまとめ、設定し、これをモニタリングするとともに、改善を要する場合には各理事の意見を聴取したうえで迅速に対応していた。

- リーダーシップの軸となる理事長が不在となっていた点が懸念されたが、法の規定等に基づき理事の1名が理事長代行として業務を遂行しており、平成24年度においては実質的に齟齬なく運営されたと認められる。
- 業務の質の向上に関しては、偽造動向等の調査を積極的に行うとともに、偽造防止技術等に係る研究開発について、「研究開発基本方針」に基づき、研究課題等を設定の上、実施計画を策定するなど、効率的・効果的な取組みが行われていた。また、事前、中間及び事後評価により個々の研究課題の実施状況を把握し、必要に応じて計画の見直しも行われており、PDCAサイクルにより取り組むべき研究課題に的確に対応していた。旅券の製造等の業務や官報の提供についても中期計画に沿って、支障なく実施された。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
事務及び事業の見直し	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ製品事業のうち、銀行券等以外の製品については、国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化。 情報製品事業については、公共上の見地から必要な事業に限定。 政府刊行物サービス・センターについて、全国10箇所全ての閉店が完了した。 切手類製造工程の一部の工程について、新たに一般競争入札により契約を締結し外部委託を実施し、業務の効率化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ製品事業及び情報製品事業については、民間において対応可能と認められる製品からは撤退しており、国立印刷局の特性を生かした分野に特化している。 政府刊行物サービス・センターについて、全国10箇所全ての閉店が完了した。 切手類製造工程の一部の工程について、新たに一般競争入札により契約を締結し外部委託を実施し、業務の効率化を図った。
組織の見直し	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 工場別の固定的な経費は、全ての工場で前中期目標期間中の平均額を下回った。 虎の門工場の印刷機能については、平成26年度を目指して滝野川工場(東京都北区)へ移転することとし、平成25年10月の竣工に向けて新たな施設の建築工事を実施。 平成24年度末総人員数:4,233人(17年度末総人員数(5,056人)に対して16.3%減) 職員宿舎について、平成24年4月1日時点の職員宿舎設置戸数1,494戸から356戸削減し、1,138戸とする「国立印刷局職員宿舎見直し計画」を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 工場別の固定的な経費について、7工場全てにおいて前中期目標期間中の平均額を下回っており、業務の効率化及び生産性の向上に努めている。 虎の門工場の印刷機能については、平成26年度を目指して滝野川工場へ移転することとし、平成25年10月の竣工に向けて新たな施設の建築工事を実施している。 総人員数について、更なる削減を進めており、平成24年度末においては16.3%削減となっている。 職員宿舎について、平成24年4月1日時点の1,494戸から356戸削減し、1,138戸とする「国立印刷局職員宿舎見直し計画」を策定した。
保有資産の見直し	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度末に廃止した旧出雲倉庫の土地・建物等について、24年12月に現物を国庫納付。 保有資産の見直し等により、現物(帳簿価格109百万円)及び譲渡収入(6,871百万円)を国庫納付。 	<ul style="list-style-type: none"> 閣議決定等において見直しを求められた資産について確実に処分を進めた。さらに、自主的な見直しも行なうなど、目標を十分に達成していると考えられる。
銀行券の製造等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 財務大臣の定める製造計画(31.5億枚)を確実に達成。 平成16年度から19年度までの実績平均を100とした総合損率の相対比率 製紙部門:91 印刷部門:68 	<ul style="list-style-type: none"> 財務大臣の定める製造計画(31.5億枚)を確実に達成した。 銀行券製造の品質については、品質管理・保証体制の強化に取り組むとともに、製紙部門、印刷部門とも総合損率は平成16年度から19年度までの実績平均より下回り、中期計画で定めた目標を達成した。
旅券、印紙等の製造等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 旅券の製造に当たっては、二交替勤務体制を継続した。また、印紙の製造に当たっては、更新した仕上設備により、安定的かつ確実な製造を行った。 偽変造・改ざん防止技術を高度化した旅券の試作品を作製するとともに、製造技術の確立に向けた取組を進め、製造開始に向けて製造技術、製造工程及び品質管理・保証に関する標準類等の整備を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 秘密管理に関する規則等の遵守状況の点検や研修の実施により、偽造防止技術に関する秘密情報の管理を徹底した。 偽変造・改ざん防止対策が高度化され、ICチップのセキュリティも大幅に強化された次期旅券仕様の決定を受けて、次期旅券の製造を開始した。
官報、法令全書等の提供等	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 官報製造実績: 特別号外:31件 官報訂正記事箇所数:相対比率56(前中期目標期間の実績平均値(100ページ当たり)を100とした相対比率) 	<ul style="list-style-type: none"> 官報・法令全書・国会用印刷物等については、情報管理を徹底しつつ、迅速かつ確実な製造を行った。 官報の訂正記事箇所数の削減に引き続き取り組み、目標を達成した。
予算、収支計画、資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 経常収支率:111%(目標100%以上) 営業収支率 セキュリティ製品事業:110% 情報製品事業:126% 当期純利益:4,857百万円 	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ製品事業及び情報製品事業とも営業収支率はいずれも100%を10%~26%超えて業務運営の効率化を達成できた。また、経常収支率は111%と、引き続き中期計画の目標(100%以上)を達成した。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人日本万国博覧会記念機構(平成15年10月1日設立)<非特定> (理事長:中井 昭夫)
目的	人類の進歩と調和を主題として開催された日本万国博覧会の跡地を一体として保有し、これを緑に包まれた文化公園として整備し、その適切な運営を行うとともに、日本万国博覧会記念基金を設けてこれを管理する等の事業を行うことにより、日本万国博覧会の成功を記念すること。
主要業務	1 日本万国博覧会の跡地を緑地として整備し、これに各種の文化的施設を設置するとともに、これらの施設を運営すること。 2 日本万国博覧会記念基金を管理し、及び運用すること並びにその運用により生ずる利子その他の運用利益金の一部をもつて日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動又は国際相互理解の促進に資する活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:三島 良直)
分科会名	日本万国博覧会記念機構分科会(分科会長:崎田 裕子)
ホームページ	法人:(26年4月1日解散のため、国立国会図書館のインターネット資料収集保存事業(WARP)にて保存) http://warp.dla.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8440821/www.expo70.or.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期中期 目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いをしているため、総合評価には「—」を付している。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務の効率的処理	/	/	/	/	/	/	
(2)共通事項	A×2 B×2	A×3 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	S×1 A×3	
(3)公園に関する事項	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	A×2 B×1	
(4)基金に関する事項	A	A	A	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)利用者に対するサービスの向上	/	/	/	/	/	/	
(2)環境保全への積極的な貢献	/	/	/	/	/	/	
(3)環境保全に関する計画の策定	/	/	/	/	/	/	
(4)地域社会への積極的な貢献	/	/	/	/	/	/	
(5)効果的な助成金の交付	/	/	/	/	/	/	
(6)助成金交付の選定手続き等における客觀性及び透明性の確保	/	/	/	/	/	/	
(7)公園に関する事項	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×2 A×1	S×2 A×1	
(8)基金に関する事項	B×2	B×2	B×2	B×2	A×1 B×1	B×2	
(9)公園事業への繰入れの拡大	B	B	B	B	B	B	
(10)基金の管理及び運用における客觀性及び透明性の確保	A	A	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	B	B	A	A	
(1)公園に関する事項	A	A	B	B	A	A	
(2)基金に関する事項	—	—	—	—	—	—	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の譲渡・処分	—	—	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	B	A	A	
(2)公園整備等に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)公園内の安全管理	B	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.9.11)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- アンケート等の調査により利用者のニーズを把握し、その結果を大型イベント誘致などの各種イベントの実施に反映させるなど活発な活動を行い、利用者へのサービス向上に取り組んだことにより、入園者数、スポーツ施設利用件数がともに前年度より増加し、公園入場料収入も年度計画を上回った。また、競争的契約の徹底やNPO法人等民間ノウハウの積極的な活用、節電計画の実行などにより、更なる経費削減を進めた結果、引き続き利益は計上され、順調な業績を挙げているものと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
経費の削減	: 1(2)	・ 総人件費を除く一般管理費が1,827百万円	・ 一般管理費について、平成18年度比で、前

		で年度計画に対し更なる削減となった。 ・ 18年度に対する削減率は△11.9%の削減。	年度を超える11.9%の削減を達成し、年度計画、中期目標を大幅に上回る成果があった。
給与水準の適正化等	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」が平成24年3月に施行されたことに鑑み、24年4月から人事院勧告に準じた給与改定を行うとともに、24年4月から26年3月までの2年間、給与の特例減額を実施することとした。 特例減額による給与削減額:29,994千円 ラスパイレス指数 対国家公務員:111.7 (23年度 108.9) 対他法人:104.9 (23年度 103.4) 	<ul style="list-style-type: none"> 24年度の総人件費について、人事院勧告に準じた給与改定、給与の特例減額の実施などにより、17年度と比較して6%以上削減する目標を達成したことは評価できる。 一方、ラスパイレス指数は、対国家公務員で111.7(23年度 108.9)、対他法人で104.9(23年度 103.4)となり、前年度と比較して増となっている。ただし、当機構は小規模組織であり、スリム化に限界があるため管理職割合が高く、出向者の異動により対象者が毎年度入れ替わることなど、ラスパイレス指数の適正化は難しい状況にある。
公園に関する事項 (利用者に対するサービスの向上)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の声を広く的確に把握するため各ゲートに意見箱を設置したほか、主な四季イベント開催時や春と秋の行楽シーズンに来園者調査を行った。 予約制の運動施設における利用件数は、施設の改修工事や東日本大震災の影響によるキャンセル件数の増などの要因が無くなっていることに加え、休日の悪天候の日数が少なかったことから、平成23年度に比して2,138件の増加となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然文化園・日本庭園の入園者数は間断なくイベントが実施されたことに加え、閑散期イベントの定着、大型イベントの誘致が奏功したこと等で、入園者数が、23年度に比して197,269人の増加となっていることは評価できる。 また、来園者アンケート調査等を行いニーズの把握に努め、要望・意見に柔軟かつ積極的に対応している。利用者に対するサービスの向上は、この種の施設ではトップ水準に達したと判断でき、この持続的な発展が期待される。
基金に関する事項 (助成金の交付に係る選考手続等における客観性及び透明性の確保)	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の利便性の向上を図るため、検索サイトにおいて、検索に使用したワード(助成など)に反応して募集情報を表示するリストティング広告を実施した結果、インプレッション(広告掲載回数)は18,964回、クリック数は133回であった。 「環境・公園」に関係する事業を中心に、事業形態、事業実施地域等を考慮の上、助成事業の成果等の確認や助成事業者の要望や意見を把握するため、27件の事業について実地調査を行った。 当基金の意義を広く認知してもらうため、平成25年度募集にあたっても、従来どおり万博表示の徹底を図った。 海外において基金事業の周知を図るため、英語版のリーフレットを1,000部作成し、海外からの参加者が見込まれる国際会議の会場等での配付を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> 助成金の選考過程の客觀性及び透明性を確保するため、基金事業審査会を設け、適切な手順を踏んで実施している。 また、「環境・公園」に関係する事業を中心として、助成事業の成果等の確認や助成事業者の要望・意見を把握するため、27事業についての実地調査は評価できる。 なお、交付状況を公開し、関係団体への説明会も行われているが、質の高い応募のため引き続き努力が必要である。
基金の運用及び管理における客観性及び透明性の確保	2(10)	<ul style="list-style-type: none"> 日本万国博覧会記念基金の管理及び運用を適正に行うとともに、責任体制を明確にするため、役員及び幹部職員による「債券運用会議」において、平成24年度における債券運用方針を決定した。 透明性の確保の観点から、平成23年度中の基金の運用状況等について、平成24年8月にホームページで公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> 基金の管理運用に関しては、安全性、確実性を前提とした運用が図られるよう「債券運用会議」を定期的に開催のうえ、運用方針を決定している。 また、運用結果や運用益の使途については、ホームページ等で公開するなど、客觀性及び透明性の確保に十分配慮していると認められる。
公園内の安全管理	7(3)	<ul style="list-style-type: none"> 球技場及びスポーツ広場の地下に旧海軍山田地下弾薬庫跡と思われる空洞の一部が発見されたため、球技場は全面、スポーツ広場は一部の区域を平成25年2月から立入り禁止柵を設置するとともに施設の利用を中止した。 公園内で実施するイベントについては、「万博記念公園安全管理対応指針」及び「イベント安全管理マニュアル」に基づき適確な安全確認を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園内の安全管理に対する避難訓練や、大規模イベント実施者に対する安全管理指導など、来場者の安全確保に積極的に取組むとともに、取組状況をホームページで公開している。また、消防自主訓練の実施や自衛消防組織の編成など、安全上必要な訓練を業務受託者等とともに実施した。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:堤 芳夫)						
目的	農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。このほか、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関する必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関する必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。						
主要業務	1 農業信用基金協会等が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。2 林業者等が融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。3 漁業信用基金協会等が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。4 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。5 漁業共済団体等の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。						
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:三島 良直)						
分科会名	農林漁業信用基金分科会(分科会長:櫻井 宏二郎)						
ホームページ	法人:http://www.affcf.com/ 評価結果:http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm						
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)						
1. 府省評価委員会による評価結果							
評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期中期 目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A+、A、B、C、Dの5段階評価。ただし、2段階評価が適当な項目については○×による評価。 2. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	B	B	A	A	A	A	
(1) 事業の効率化	A×1 B×3 C×1	A×1 B×2 C×4	A×2 B×2 C×1	A×3 B×1 C×1	A×2 B×2 C×1	A×2 B×2 C×1	
(2) 業務運営体制の効率化	A×2	B×2	B×2	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
(3) 経費支出の抑制	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	
(4) 内部監査の充実	B	A	A	A	A	A	
(5) 内部統制機能の強化	A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×2	A×2 B×1	A×2 B×1	A×1 B×2	
(6) 評価・分析の実施	B	A	B	B	B	B	
(7) 情報システムの整備	B	A	A	A	A	A	
(8) 調達方式の適正化	A×1 B×3	A×4	A×4	A×4	A×4	A×4	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1) 事務処理の迅速化	A×1 B×2	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	A×2 B×1	A×2 B×1	
(2) 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映	A×1 B×3	A×3 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	
3. 財務内容の改善	B	B	A	A	A	A	
(1) 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	B×3	A×2 B×1	A×1 B×2	A×2 B×1	A×1 B×2	A×1 B×2	
(2) 引受審査の厳格化等	A×1 B×4	A×4 B×1	A×4 B×1	A×4 B×1	A×4 B×1	A×4 B×1	
(3) モラルハザード対策	A×2 B×1	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	
(4) 求償権の管理・回収の強化等	B	A	A	A	B	B	
(5) 代位弁済率・事故率の低減	A	A	A	A	B	B	
(6) 基金協会及び共済団体等に対する貸付け	B	A	A	A	A	A	
(7) 資産の有効活用	B	B	B	B	B	B	
4. 予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	B	B	B	
5. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B	B	A	B	B	B	
(1) 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×2	
(2) 積立金の処分に関する事項	○	○	○	○	○	○	

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.9.11)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 事業費や経費の削減は、東日本大震災という特殊要因があつたにもかかわらず、目標を上回る削減を達成しており、評価できる。
- 業務の質の向上については、事務処理の迅速化、基金協会等との情報の共有、ホームページ等での情報の公開など、国民や利用者に対するサービスの質の向上に向けた取組みは評価できる。
- 財務内容の改善については、部分保証導入によるモラルハザード対策、大口案件の事前協議や研修会等による引受審査の厳格化などの取組みは評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
事業の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 事業費について19年度予算対比で35.3%の削減(削減目標5%) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務について、引受審査の厳格化、部分保証等の取組を実施。 「農業者に対する貸出に係る保証機関の利用状況」に関するアンケート調査を実施し、「農業信用保険業務あり方検討会」を2回開催。 「漁業信用保険業務あり方検討会」を2回開催。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災による事業費増加の影響を加味しても、削減目標は十分に達成されている。 大口保険引受対象案件の事前協議等による引受審査の厳格化や部分保証によるモラルハザード対策などの様々な取組みについて、事業費が目標を十分に達成していることから、着実に実施したと十分に評価できる。 農林漁業金融に難しい問題があることは承知しているが、第3期中期目標においても引き続き検討を行うとしたことを踏まえ、具体的な成果に向けた検討を期待する。 <p>など</p>
経費支出の抑制	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費について19年度予算対比で41.4%の削減(削減目標16.0%)。 人件費について17年度決算対比で27.3%の削減(削減目標6%)。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 震災対応関連の特殊要因を含めても、一般管理費は着実に削減されており、経費節減に向けた取組は十分に評価できる。 様々な取組によって、人件費は着実に削減されており、十分に評価できる。 <p>など</p>
事務処理の迅速化	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 各業務に關し、実際の全処理件数に対する標準処理期間内に処理された件数の割合は全ての項目で目標(8割)を達成。 標準処理期間の検証・見直しを実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全ての項目で目標を達成しており、十分に評価できる。 第3期中期計画で見直した標準期間内に案件の85%以上が処理されることを期待する。 <p>など</p>
国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> ユーザビリティの観点から公表資料をPDF形式に加えExcel形式でも公表。 ホームページで提供する情報の一層の充実を図るため、アクセスした閲覧者の検索ワード、コンテンツごとのアクセス件数の把握などアクセス内容の分析を実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等の情報の公開や関係機関等への情報提供は充実しており、また、ユーザビリティの観点で公表形式を追加する等、取組について十分に評価できる。 <p>など</p>
引受審査の厳格化等	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> 農業信用保険業務における大口保険引受案件事前協議対象案件(357件)についてすべて事前協議を実施。 漁業信用保険業務における大口保険引受案件事前協議対象件数(58件)についてすべて事前協議を実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農業信用保険業務における事前協議による審査厳格化の取組みは、十分に評価できる。 漁業信用保険業務における事前協議による審査厳格化の取組みは、十分に評価できる。 <p>など</p>
求償権の管理・回収の強化等	3(4)	<ul style="list-style-type: none"> 24年度の回収実績は3,960百万円(目標4,503百万円、達成率88.0%)。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 回収金収入の目標については、全体としておおむね達成されており、また、回収実績向上に向けた取組も一定の評価ができる。今後の更なる努力を期待する。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金(平成 16 年 10 月 1 日設立)<非特定> (理事長:澤田 正晴)
目的	奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴う必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。
主要業務	1 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証。2 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者(次号に規定する事業者を除く。)で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付。3 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う事業者に対する事業資金の貸付。4 前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:三島 良直)
分科会名	奄美群島振興開発基金部会(部会長:根本 祐二)
ホームページ	法人: http://www.amami.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	第一期中期 目標期間	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A+、A、B、C、D の5段階評価を基 本。 2. 業務の特性や評 価項目の性質に応 じて、段階を追加・ 簡素化し、又は適 切な評価の文言を 用いることも可能。 3. 実施の有無、計画 の遵守・違反など2 段階評価が適當な 項目については 「○×」により行う。 4. 府省評価委員会 は、総合評価自体 に評定を付さない 取扱いをしている ため、「—」を記入 している。 5. なお、詳細な評価 基準(手法)は第2 部第2節1(2)「評 価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務運営体制の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)一般管理費の削減	A	A	A	A	A	A	
2. 業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)保証業務	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2)融資業務	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2	
(3)保証業務、融資業務共通事項	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	
3. 予算、収支計画及び資金計画	C	C	C	C	C	B	
(1)財務内容の改善①(保証業務)	C	C	C	C	C	B	
(2)財務内容の改善②(融資業務)	C	C	C	C	C	B	
(3)財務内容の改善③(余裕金の運用)	B	B	B	B	B	B	
(4)予算、収支計画及び資金計画	C	C	C	C	C	B	
4. 短期借入金の限度額	—	○	—	—	—	—	
5. 重要な財産の譲渡等の計画	—	—	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. 施設及び設備に関する計画	—	—	—	—	—	—	
8. 人事に関する計画	B	B	B	B	B	A	
9. その他業務運営に関する事項	—	A	/	/	/	/	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.9.11)(主なもの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体として、業務運営の効率化や業務の質の向上、人事に関する計画については、一定の成果が認められる。また、収支面では単年度黒字の計上となり繰越欠損金も減少するに至った。引き続き業務改善を進めて、一層の財務内容の改善に取り組む必要がある。
- 業務運営の効率化については、全体として、順調に年度計画を達成しており、事業者再生支援委員会、審査委員会、業務の評価・点検チーム、コンプライアンス委員会等の活用、理事長を主体としたコンプライアンス体制の充実、業務プロセスの改善、内部統制の強化や監事による適切な監査の実施、調達方式の適正化への取り組みに加え、一般管理費及び総人件費の削減については、年度計画を上回る実績をあげる等、業務の合理化・効率化を積極的に実行している。
- 業務の質の向上については、標準処理期間内の事務処理の迅速化、中小企業信用情報データベースの活用等に努める他、貸付対象事業の実施状況の確認を適切に行うため、個別融資先に対する事業完了報告に係る説明資料を徴求し、実施確認等の事業完了確認事務を遺漏なく行っている。
- 財務内容について、貸付残高の減少や経済状況の低迷等の影響を受けて、リスク管理債権割合については計画未達成であり、依然として高い水準のリスク管理債権を抱えているが、保証業務における求償権回収率及び回収額は前年度と比較して増加するなど債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行等により融資業務とともにリスク管理債権は着実に減少している。今後は、第二期中期計画の達成に向けて、当基金の果すべき役割、奄美群島内の事業者の実情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえ、新規発生の抑制に向けた努力と事業再生によるリスク管理債権の圧縮や更なる回収の強化、償却処理等を講じるとともに、事業者の健全な経営の支援や育成を通じて、引き続き、財務の健全化を実現する必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営体制の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 実効ある業務実施体制の構築を図るため、「コンプライアンス委員会」での協議を実施した(開催回数 12 回)ほか、コンプライアンス関係規程及びマニュアルを改正。内部検査規程に基づき、出先事務所等に対する内部検査(平成 25 年 2 月)を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者再生支援委員会、審査委員会、業務の評価・点検チーム、コンプライアンス委員会等の活用、業務課での期中管理の実施など効率的な運営体制が維持されている。さらに、業務プロセスの改善、理事長を主体としたコンプライアンス体制、内部統制の強化及

		<ul style="list-style-type: none"> 奄美基金内部に設置した業務の評価・点検チームにより、中期計画、年度計画の進捗状況等について、延べ 16 回の協議を実施。など 	び監事による適切な監査の実施、調達方式の適正化への取り組みが行われ、業務の合理化・効率化に向け、各指標とも順調に達成している。
一般管理費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費 △15.4% の実績(対 24 計画△3.8%) 総人件費は対 17 年度比で△19.0%(目標 7%以上削減) 対国家公務員ラスパイレス指数(事務・技術)は 96.2(23 年度 95.0%) <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び総人件費の削減については、年度計画を上回る実績をあげており、順調に達成している。なお、対国家公務員ラスパイレス指数については、24 年度は 96.2 と前年度と比べて 1.2 ポイント上昇したものの、依然、低い水準にある。
保証業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内に処理を行った割合は 95.0% (121 件中 115 件)。 奄美基金主催の「保証業務関係者会議」(構成員:地元金融機関、商工会等)を 20 回開催し、基金の保証制度、業務の概要及び直近の実績等を説明したほか、既存の保証条件、地元の保証需要について意見収集・交換等を実施。 セーフティーネット保証受付実績 48 件 939 百万円(23 年度 41 件 664 百万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内に処理を行った割合は計画を達成している。 保証の条件や需要に関し、「保証業務関係者会議」(構成員:地元金融機関、商工会等)を開催し、その協議を踏まえて改善に活かす等、適切な保証条件の設定に向けた調査・検討及び見直しが図られており、年度計画を順調に達成している。
融資業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内に処理を行った割合は、99.2% (137 件中 136 件) 「融資業務関係者会議」(構成員:地元市町村担当者等)を 12 回開催し、基金の融資制度、業務の概要及び直近の実績等を説明したほか、既存の融資条件、地元の融資需要について意見の収集・交換等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ほぼ全ての案件を標準処理期間内に処理し、計画を達成している。 引き続きリスク区分に応じた段階的な金利の設定、融資の条件や需要に関し、「融資業務関係者会議」を開催する等、適切な貸付条件の設定に向けた調査・検討が行われており、年度計画を順調に達成している。
財務内容の改善①(保証業務)	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権割合は 51.2% (計画 35.5%、23 年度実績 52.6%) 求償権回収率は 6.0% (計画 7.6%、23 年度実績 4.3%)。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 求償権回収率及び回収額は前年度と比較して高い水準にあるものの着実に減少している。 今後とも、保証債務残高等の減少や経済状況の低迷等の影響はあるものの、引き続き、事業者の健全な経営を支援することで、新規発生の抑制に向け努力を行うとともに、各種セミナーの開催を通じて事業者の経営改善の促進、事業再生によるリスク管理債権の圧縮や更なる回収の強化、償却処理への検討等が必要である。
財務内容の改善②(融資業務)	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権割合は 54.0% (計画 40.0%、23 年度実績 54.9%)。 リスク管理債権回収率は 10.9% (計画 9.3%、23 年度実績 12.7%)。 24 年度末における繰越欠損金は 5,737 百万円(23 年度末より 30 百万円減少)。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権回収率は前年度を下回っているが、計画を上回る状況となっている。また、リスク管理債権割合は依然として高い水準にあるものの着実に減少している。今後とも、貸付残高の減少や経済状況の低迷等の影響はあるものの、引き続き、事業者の健全な経営を支援することで、新規発生の抑制に向け努力を行うとともに、各種セミナーの開催を通じて事業者の経営改善の促進、事業再生によるリスク管理債権の圧縮や更なる回収の強化、償却処理の検討等が必要である。
予算、収支計画及び資金計画	3(4)	<ul style="list-style-type: none"> 収入総計 2,372 百万円(計画 3,029 百万円)、支出総計 1,848 百万円(計画 3,062 百万円)。 総利益総計 30 百万円(計画 22 百万円) <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 予算については、収入において貸付回収金及び求償権等回収金の減少により予算額を 657 百万円下回ることとなった。今後は、事業者の健全な経営の支援や育成を通じて改善を図ることが期待される。一方、支出においては貸付金及び代位弁済の減少により予算額を 1,213 百万円下回った。また、収支では計画で純利益が 22 百万円のところ、決算は 30 百万円と計画を上回り繰越欠損金が減少する等改善が図られている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16) (個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構(平成19年4月1日設立)<非特定> (理事長:宍戸 信哉)							
目的	一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、一般的な金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。							
主要業務	1 住宅の建設、購入に必要な資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受け。2 1の貸付債権で、その貸付債権について信託法第三条第一号に掲げる方法等による信託をし、当該信託の受益権を譲渡すること等を予定した貸付けに係るものうち、住宅融資保険法第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るものと担保とする債券等に係る債務の保証。3 住宅融資保険法による保険。4 住宅の建設、購入等をしようとする者等に対する必要な資金の調達等に関する情報の提供、相談その他の援助。5 災害復興建築物の建設、購入等に必要な資金の貸付け。6 災害予防代替建築物の建設、購入等に必要な資金等の貸付け。7 合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金等の貸付け。8 子どもを育成する家庭、高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金等の貸付け。9 高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良に必要な資金等の貸付け。10 機構が1の業務により譲り受けた貸付債権に係る貸付けを受けた者等とあらかじめ契約を締結することによりその者が死亡した場合に支払われる生命保険の保険金等の当該貸付けに係る債務の弁済への充当。11 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百三十八条又は福島復興再生特別措置法第二十四条の規定による貸付け。12 勤労者財産形成促進法第十条第一項の規定による貸付け。13 中小企業退職金共済法第七十二条第二項の規定による委託に基づく勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部。14 1から13の業務に附帯する業務。							
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:三島 良直)							
分科会名	住宅金融支援機構分科会(分科会長:川口 有一郎)							
ホームページ	法人:http://www.jhf.go.jp/ 評価結果:http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm							
中期目標期間	5年間(平成24年4月1日～平成29年3月31日)							
1. 府省評価委員会による評価結果								
評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	第一期中 期目標期 間	評価項目	H24 年度	備考
<総合評価>	—	—			—	<総合評価>	—	1. A+、A、 B、C、D の5段階 評価を基 本。 2. 業務の特 性や評価 項目の性 質に応じ て、段階を 追加・簡素 化し、又は 適切な評 価の文言 を用いるこ とも可能。 3. 実施の有 無、計画 の遵守・違 反など2段 階評価が 適当な項 目につい ては「○ ×」によ り行う。 4. 府省評価 委員会 は、総合 評価自体 に評定を 付さない 取扱いを してあるた め、「—」を 記入して いる。 5. なお、詳 細な評価 基準(手 法)は第2 部第2節1
<項目別評価>						<項目別評価>		
1. 業務運営の効率化	B	B	B	B	B	1. 国民に対して提供する サービスその他の業務の質 の向上	B	
(1)組織運営の効率化	B	B	B	A	B	(1)証券化支援業務等の推 進	A×1 B×6	
(2)一般管理費等の低減	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	(2)住宅資金融通業務等の 実施	A×1 B×1	
(3)業務・システム最適化	A	A	A	A	A	(3)東日本大震災への的確 な対応	A	3. 実施の有 無、計画 の遵守・違 反など2段 階評価が 適当な項 目につい ては「○ ×」によ り行う。 4. 府省評価 委員会 は、総合 評価自体 に評定を 付さない 取扱いを してあるた め、「—」を 記入して いる。 5. なお、詳 細な評価 基準(手 法)は第2 部第2節1
(4)入札及び契約の適正化	B	B	B	B	B	2. 業務運営の効率化	B	
(5)業務の点検	B	B	C	B	B	(1)組織運営の効率化	B	
(6)積極的な情報公開	A	A	A	A	A	(2)一般管理費等の低減 (3)業務・システム最適化	B	
2. 国民に対して提供するサー ビスその他の業務の質の向上	B	B	B	B	B	(4)入札及び契約の適正化	B	
(1)証券化支援業務	A×2 B×5 C×1	A×4 B×5	A×4 B×5	A×4 B×5	A×4 B×5	(5)適切な内部統制の実施 (6)積極的な情報公開	C	3. 実施の有 無、計画 の遵守・違 反など2段 階評価が 適当な項 目につい ては「○ ×」によ り行う。 4. 府省評価 委員会 は、総合 評価自体 に評定を 付さない 取扱いを してあるた め、「—」を 記入して いる。 5. なお、詳 細な評価 基準(手 法)は第2 部第2節1
(2)住宅融資保険業務	A×1 B×2	B×3	A×2 B×1	A×1 B×2	A×1 B×2	3. 予算、収支計画及び資 金計画	A	
(3)住情報提供業務	A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×2		B	(1)収支改善	A	
(4)住宅資金融通業務	A×1 B×2 C×1	B×2 C×2	B×3 C×1	B×4	B×3 C×1	(2)リスク管理の徹底等	A×1 B×1	
(5)団体信用生命保険等業務	B	B	B	B	B	(3)予算、収支計画及び資 金計画	—	
3. 予算、収支計画及び資金計 画	B	B	B	B	B	4. 短期借入金の限度額	—	5. な お、詳 細な評 価基 準(手 法)は第2 部第2節1
(1)収支改善	C	B	C	A	B	4-2. 不要財産の処分に 関する計画	—	
(2)繰越損失金の低減						5. 重要な財産の譲渡等の 計画	○	
(3)リスク管理の徹底	B×4 C×1	B×5	B×5	B×5	B×5	6. 剰余金の使途	—	
(4)予算、収支計画及び資金計 画	—	—	—	—	—	7. その他業務運営に関す る事項	B	
4. 短期借入金の限度額	○	○	○	○	○	(1)施設及び設備に関する 計画	—	
5. 重要な財産の譲渡等の計画	○	○	○	○	○			

6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	(2)人事に関する計画	B	(2)「評価基準等」を参照。
7. その他業務運営に関する事項	B	B	B	B	B	(3)積立金の使途	—	
(1)施設及び設備に関する計画	—	—	—	—	—	(4)宿舎に関する事項	B	
(2)人事に関する計画	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	B×2	B×2			
(3)積立金の使途	—	—			—			

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.9.11)(主なものの要約)

(1) 総合評価

- ・住宅金融支援機構は、毎年のように、商品性を改善したり、発行手数料の引き下げに努力するなど、継続的に取り組みを続けており、MBS 市場が順調に育ってきている。情報関連コストを大幅に削減するなど、効率的な業務運営に努めている。その結果、計画を相当に上回るペースで、繰越欠損金の解消が進んでいている。今後、経済環境の如何によっては、返済困難者が増え、不良債権問題が深刻化する心配がある。引き続き返済困難者に対して親身な相談にのりながら、返済困難者を増やさないような取り組みが期待される。また、当該年度に行われたことではないものの、不適切な事務処理事案が発覚しており、チェック及びモニタリング体制の甘さなどが露呈していることから、内部統制の一層の強化を期待したい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費等の低減	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費は対平成 23 年度比で▲10.8% ・システムコストの合計について、平成 23 年度より 7.2 億円(68.1 億円→60.9 億円(▲10.6%))削減。 ・平成 24 年度末の全額線上償還請求債権残件数:21,437 件(平成 23 年度末(24,364 件)と比較して 12.0% 減少) <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経費削減策を実施したこと等により、一般管理費は 23 年度比 10.8% の削減となっており、システム費用も 23 年度対比 10.6% の削減となるなど、数値目標を想定通り達成している。 <p>など</p>
証券化支援業務	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅融資保険の付保対象に取扱金融機関の提供するリフォームローンを追加し、中古住宅の購入とリフォーム工事に必要となる資金を一体の手続で借り入れできる「フラット35リフォームパック」を導入(平成 24 年 7 月)。 ・省エネ基準に適合する住宅の普及に大きく寄与。 ▶フラット35(新築戸建て)の申込みがあった事業者のうち、省エネ住宅(フラット35S(優良住宅取得支援制度)の省エネルギー性基準に該当する住宅)を供給した事業者のシェアが拡大(平成 22 年度:63.2%→平成 23 年度:64.5%→平成 24 年度:77.1%) <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅事業者等への周知等を充実していくことが期待される。一方、参入金融機関との協定書締結や書面調査などにより、融資審査のモニタリングが機能していると認められるほか、事前審査システム、オンライン連携の増加により、利便性が向上しており、仮承認決定までの標準処理期間内に処理した件数は数値目標を大きく超えている。 ・顧客等よりの商品性等改善要望等に基づいて、フラット 35 リフォームパックのような、政策に合致し、潜在的な利用者にとっても利便性が良い商品が導入されるなど、適切な商品の見直しが行われている。一方、商品普及のための周知方法や利用者の負担について、一定の検討が必要。 <p>など</p>
住宅資金融通業務	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅融資業務については、省エネ性能の高い住宅の供給に関連する賃貸住宅への融資業務を平成 23 年 11 月 7 日から実施しており、民間による代替状況を把握するため、民間賃貸住宅事業者へのヒアリングなどを実施。 ・合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金の融資業務等については、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限り実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅融資、合理的土地利用建築物の建設等及びマンション共用部分の改良に関する融資については、ヒアリング等により、民間による代替状況の把握が行われている。 ・また、住宅資金融通業務については、緊急性の高い災害復興融資を除いて財政融資資金よりの借入は行われておらず、勘定内の他経理の資金活用が行われているなど、効率的な資金調達がなされている。 ・更に、融資決定まで標準処理期間内に処理した件数は、数値目標を想定通り達成している。 <p>など</p>
適切な内部統制の実施	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス・プログラムの策定。 ・コンプライアンス活動推進担当会議を 4 月と 10 月に開催。 ・コンプライアンス・ミーティングの実施。 ・職員のコンプライアンスに関する意識調査を実施。平成 22 年度と比較して改善。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過年度に発生した不祥事に関連した再発防止策が講じられており、全体として高いレベルでの取り組みがなされている。 ・新たに不適切な事務処理事案が発生するなど、オペレーションリスクの管理および役職員の適切な職務遂行の態勢整備に関わる内部統制上の不備がみられており、より一層の内部統制の整備が必要。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- ・該当なし

